

2021年7月16日

お客さま各位

株式会社イーネットワークシステムズ

令和3年7月1日からの大雨に伴い被災された地域にお住まいのお客さまに対する電気料金の特別措置について【第2報】

令和3年7月1日からの大雨により被災されたお客さまに心からお見舞い申し上げます。
弊社は、このたびの大雨の影響で災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域にお住まいの被災されたお客さま等からお申し出を受けた場合に、下記の特別措置をさせていただきます。

1. 対象地域（追加地域については下線）

災害救助法適用地域

【静岡県】熱海市

【鳥取県】鳥取市

【島根県】松江市，出雲市，安来市，雲南市

上記地域に隣接する地域

【神奈川県】足柄下郡湯河原町

【静岡県】伊東市、伊豆の国市、田方郡函南町

【鳥取県】米子市，境港市，岩美郡岩美町，八頭郡若桜町，八頭郡智頭町，八頭郡八頭町

東伯郡三朝町，東伯郡湯梨浜町，西伯郡南部町，日野郡日南町

【島根県】大田市，仁多郡奥出雲町，飯石郡飯南町

【岡山県】津山市，苫田郡鏡野町

【広島県】庄原市

【兵庫県】兵庫県美方郡新温泉町

なお、災害救助法の適用地域については、内閣府による「[災害救助法の適用都道府県](#)」に準じて更新されます。最新情報については、「内閣府発表_災害救助法の適用状況」をご参照ください。

2. 主な特別措置内容

<支払期日の1ヵ月延長>

2021年6月分※、7月分、8月分、および9月分の電気料金について、支払期日（支払い義務発生日の翌日から30日目）を1ヵ月間延長いたします。

※6月分については、支払期日が災害救助法の適用日以降となる地域の方が対象となります。

3. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、弊社コールセンターまでお問い合わせください。

(0120-491-710)